

# 企業における情報倫理

——情報経営時代の企業の社会責任——

村 田 潔

## 目 次

1. はじめに
2. ICTの開発と利用が引き起こす倫理問題
3. 企業における情報倫理実践の重要性と方法
4. 企業における情報倫理への取組みの困難さ
5. 結 論

## 1. はじめに

情報通信技術（ICT: Information and Communication Technology）が現代における人間行動や組織行動のあり方を規定しているといっても、あながち誇張ではない。すでにわれわれの身の回りにはICTがあふれ、ICTなしには、現在われわれが普通のやり方だと感じている仕方で行動することが、多くの領域できわめて困難になってきている。Lessig（1999）が指摘するように、社会・経済のすみずみにまで入り込んできているICTベースの情報システム<sup>1)</sup>のアーキテクチャが、われわれの思考・行動を大きく規制している。

その一方で、ICTの社会への浸透がなければ発生しなかったであろう、

---

1) 以下、本稿では「ICTベースの情報システム」（ICT-based information systems）を単に「情報システム」と記述する。

さまざまな問題も顕在化してきた。ICTの開発、導入のスピードは人間がそれ以前に経験してきた機械化のスピードをはるかに上回るものであり、またその影響の及ぶ範囲もまさに「グローバル」や「ボーダーレス」<sup>2)</sup>という表現がぴったりとくるほどの広さを持っている。こうした中で発生する問題への対処は、的確な問題認識の困難さ、法やルールの不適用あるいは不在、法やルール形成のための手続きの不備あるいは不在、問題の発生と技術的対応とのスピード・ギャップといった、さまざまな要因のために難しいものとなってきている。こうした文脈において「倫理」がクローズアップされている。

しかしながら同時に、倫理に対する拒否反応には根深いものがある。倫理には「修身」や「束縛」といったイメージがつきまとう。とりわけ日本では、単一民族国家という意識が日本人の間には強く（小熊，1995）、また、言語文化的にも「言わず、語らず」という伝統を持ち（金田一，1975）、文脈の認識と含意（implication）によるコミュニケーションが成人に求められることもあって、倫理を語ることは社会的、人格的に未熟な者に対する行為であり、「そのようなことは言われなくても分かっている」という反応が倫理の議論に対して返ってくることもしばしばである。しかし、ICT、情報システム、そして情報社会に関わる倫理を考え、倫理を語ることは、そして倫理を語ることが決して簡単な行為ではないことを知ることは、われわれが現在直面している、あるいはこれから直面するICTの開発と利用が引き起こす問題に適切に対応し、よりよい社会を築いていくためにど

---

2) ここでいうボーダーとは、必ずしも国境のみを意味するものではない。リアルスペースとサイバースペースの境界線、公的領域と私的領域の境界線など、さまざまな意味での境界線を意味するものである。したがって本稿でのボーダーレスとは、そうした境界線が実質的になくなりつつある現象を指すものとして理解されるべきものである。

うしても必要なことである。

現在、先進諸国における ICT の開発と運用の多くは、営利企業によって行われている。政府・自治体における情報システムの開発ならびに運用においても、ほとんどの場合、民間企業が政府・自治体からの委託を受けてその任に当たっている。ICT とりわけインターネットが社会・経済のインフラストラクチャとして広く浸透し、多くの組織が当然のごとく情報システムを活用し、また大多数の個人が情報システムから提供される有料・無料のサービスを日常生活の必要欠くべからざる要素として利用している今日、情報システムの開発や運用に携わる企業には、その社会的影響力に見合う責任のあり方・とり方が改めて問われなければならない。「それに見合った責任を果たしていると社会が認めるようなやり方で力を行使しない者は、結局はその力を失うことになる」(those who do not use power in a manner which society considers responsible will tend to lose it in the long run) という責任の鉄則 (Davis, 1975) を、ICT を開発・運用する企業は肝に銘じる必要がある。

本稿はこうした認識から、現代社会において企業における ICT の開発と運用に関わる倫理問題への取組み、すなわち情報倫理への取組みがなぜ必要なのか、その一方で、企業が情報倫理に取り組むことがなぜ困難なのかについて論じる。この論考を通じて多くの人々と、とりわけ、情報倫理への興味が未だ十分に喚起されているとはいえない企業の人々と、情報倫理に対する問題意識の共有を図り、情報倫理に対する企業のセンシティブティを高めることが本稿の目的である。

## 2. ICT の開発と利用が引き起こす倫理問題

### 2.1 ICT 依存社会

今日の社会が ICT に大きく依存していることは疑いようのない事実だ

といえる。個人生活か、組織活動かを問わず、またそれと明確に意識しているか、いないかにかかわらず、ICTは社会・経済の実に多くの領域に浸透している。

1940年代半ばに登場したコンピュータ技術は、この70年あまりの間に驚くべき発展を遂げ、社会に大きな変貌をもたらした。集積技術の進展によって、スーパーコンピュータからノートパソコン、スマートフォンといったさまざまなサイズのコンピュータが目的に応じて利用可能となり、加えてデータベース技術、ネットワーク技術の発展ならびにネットワーク・インフラの整備とインターネットの爆発的普及<sup>3)</sup>により、大幅に向上した計算能力、大規模なデータ記憶容量、高速の通信からもたらされる多様なサービスを、低価格で受け取ることが可能になっている。

また、小型化されたコンピュータを組み込むことによって、工場の生産設備から自動車、家電製品まで、身の回りの工業製品の多くがコンピュータ制御されていることが当たり前となった。RFIDや各種のセンサーを利用してモノのインターネット化を進めるIoTも進行しており、まさにユビキタス社会の出現を目の当たりにする状況が生みだされている。すでに、多様な機能とフレンドリーなユーザ・インターフェースをもつソフトウェアや情報システムの開発が進められ、ICTに関する高度な知識がなくても職場や日常生活においてコンピューティング・パワーの利用が可能となり、ICTは人間の活動にとって身近で不可欠な要素となった。

インターネットに加えてICTの社会への浸透を決定的にしたのが1990年代半ば以降の携帯電話の爆発的な普及である。個人も組織も情報機器を介して有線、無線のネットワークで結ばれているということが当たり前

---

3) インターネットの世界普及率は2014年に40%を超えたといわれており、日本では86%に達しているとされている (<http://www.internetlivestats.com/internet-users/>; 2015年9月21日アクセス)。

なったのである。このことによって ICT はデータ処理だけではなく、コミュニケーションや情報発信といった人間の情報行動のほとんどの領域をカバーないしはサポートできるようになり、データ処理と同等以上にコミュニケーションにおけるコンピュータ関連技術の利用が企業や社会において有用であることがはっきりと認識されるようになった。2000年代半ばからのスマートフォンの急速な普及はこの傾向にさらに拍車をかけている。

## 2.2 倫理問題とマナー

ICT の活用が社会の発展ならびに国家の競争力の維持にとって重要であるということは、すでに多くの先進国で認められている。日本におけるその表れは、米国のクリントン-ゴア政権が提唱した NII (National Information Infrastructure) に呼応する形で2001年からスタートした e-Japan 戦略である。その背景には、グローバル化する経済の中で「先進国=工業国家」という図式が崩れはじめ、日本経済の発展のために工業経済から知識経済への移行が迫られているという現状認識があった。

e-Japan 戦略の重点政策分野の一つとして「人材育成の強化」が掲げられ、その中で情報リテラシー向上の一環として「IT の倫理・マナー教育の充実」がうたわれている（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、2001）。実際のところ、現在、高等学校に設けられている情報関連科目（「情報と社会」、「情報の科学」など）の教科書では、「情報モラル」が中心的な教育内容の一つとして位置づけられており、そこでは ICT、とりわけインターネットの利用に関わるマナーやエチケット、法令遵守についての理解を促進することが意図されている。

確かに ICT の開発や利用に関わる倫理を学ぶことは重要である。なぜなら、ICT はそれが導入されるしるみを大きく変化させ、そのことによって価値の対立を含む、したがって解決困難な、さまざまな問題を引き起こ

す可能性があるからである。ICTの浸透と活用には必然的にそうした倫理問題が付随するといってもよい。また、マナーあるいはエチケットはいわゆる行儀作法であり、他者との関わり合い（interaction）の中で生きなければならない、あるいは社会的存在としての人間にとって必要不可欠なものである。マナーを知り、マナーを守ることは人間として生きる上での条件であるともいえる。しかし、倫理とマナーを同列に記述し、情報倫理が取り組むべき内容がマナーあるいはエチケットであるかのような印象を与えることはミスリーディングである。

実際、高等学校のみならず大学においても、現行の情報倫理教育の中では、個人情報保護法や著作権をはじめとする法律の遵守を含めてICT、とりわけインターネットを利用する際のマナー、エチケットがその主たる内容として取り上げられることが多いようである。しかし、このことには「倫理的に考え、倫理的に行動する」ことの意味を見失わせるという危険性がともなう。具体的には以下のような状況が生み出されうる。

- (1) 情報倫理の対象として取り上げられる問題が、すでに確立されている法、ルールあるいは行儀作法に反するのか、反しないのかを判断する問題に限定され、情報倫理教育が「べからず」教育に終始する。
- (2) 情報倫理に関わる問題を捉える視点が日常の個人の行動レベルで、他者とのトラブルをいかに避けるかというものに矮小化される。
- (3) 倫理問題に対する認識、考察、判断が既存の法、ルール、マナーに従いさえすればよいという形で思考停止される。
- (4) 倫理問題がマニュアル、あるいはアルゴリズムに従うことによって解決されるという誤解を与える（村田，2004a）。

Maner (1996) はコンピュータ倫理の教育が「責任ある行動」の意味や「善い判断」について教えるのではなく、たとえばプロフェッショナルの規範のような、倫理原則を教え込み（indoctrination）、それに従って行動す

るよう訓練するという方向に進んでしまうことに危惧を表明している。1980年代半ば以降からその研究が本格化した情報倫理の名の下に取り扱われてきた、あるいは取り扱われるべき問題は、マナーやルール、法を知り、それを遵守するという行為にすべて還元できるものではない。

もちろん新しい技術が社会に導入されたとき、その使用についてマナーやルールを設定し、それに従うようにすることは重要であるかもしれない。しかしこれだけで十分であろうか。起こりうるあらゆるケースをカバーできるようにマナーやルールを整備することができないことは自明の事実である。また、マナーやルールに反さない行為がすべて正しいとは必ずしもいえない。さらに、マナーやルールを定めることそのものが難しい問題状況が技術の出現と導入、普及によって生み出されてはいないのか、あるいはマナーやルールの設定と遵守に還元できない問題を見失ってはいないのかといったことも検討される必要がある。ICTのグローバル性と、マナーやルールさらには法がもつローカル性とのコンフリクトが生じる可能性についても考慮に入れなければならないこともあろう。

技術はわれわれに多くの利便性を与えてくれる。しかし、技術の導入、利用にはしばしば影の部分がともなう。それに対処するためには、技術の導入、利用が引き起こす新しい現象、問題状況を的確に認識し、問題をどのように解決するのかということに関する決定ないしは合意形成を、技術の開発、導入、利用の早い段階で行うことが必要とされる。早い段階での問題解決がなされなければ、現状を追認するしかなくなるか、あるいは問題解決のために多大な費用が必要とされる、というのが技術の導入、利用、そして普及がもたらす問題の顕著な特徴だからである。情報倫理という問題意識が現代社会にとって必要とされる理由の一つがここにあるといえる（村田，2004a）。

### 2.3 情報倫理問題の特性

ICTに限らず、技術の利用が広範な社会に対して利便性をもたらすと同時に、さまざまな問題を発生させることによって、悪影響を及ぼするという事実は、多くの事例から検証することができる。たとえば、自動車という交通手段の普及は移動の利便性をわれわれにもたらす代わりに、交通事故や排気ガスによる大気汚染という問題を引き起こしている。原子力発電は化石燃料の枯渇への対応を実現するといわれている一方で、東日本震災による津波によって発生した福島第一原子力発電所の爆発事故がわれわれに再認識させたように、核廃棄物汚染や、事故による被爆、汚染の危険性という問題をわれわれに突きつけている。

しかし、Weckert and Adeney (1997: pp. vii-ix) が指摘するように、自動車を逃走手段として使った強盗が発生したとしても「自動車倫理」の必要性が主張されることはない。強盗は強盗であり、自動車の利用は副次的な要素でしかない。「原子力倫理」という言葉も聞くことはない。それではなぜ「情報倫理」が現代社会における課題として取り上げられ、考えられなければならないのであろうか。あるいはなぜ情報倫理という応用倫理的なポリシーリコメンデーション研究の成果を、企業や個人の活動レベルにおいて具現化させるべきなのであろうか。

倫理問題は、典型的には価値の対立状況、あるいは価値の喪失状況として現れる。個人の尊厳、機会均等、言論の自由、プライバシーの保護といった、これまでの長年にわたる哲学・思想活動が発見してきた「人間的価値」を尊重することは、人の判断や行為が倫理的であるための必要条件である。しかし、判断や行為にあたって、そうした価値同士が対立していたり、依拠すべき適切な価値を見つけることができなかつたりする場合、人は倫理問題に直面することになる。価値の対立は個人と個人の間でも、また一個人の内面でも発生しうる。一個人の内面で価値の対立が発生するの



は、個人が同時に複数の社会的役割を有しているからである。たとえば、企業の一員としての個人は、同時に家族の一員であり、地域コミュニティの一員であり、社会の一員でもある。それぞれの立場にはそれぞれの義務や責任が対応し、それらの間の対立関係が発生することは決して珍しいことではない。

また、拠るべき確固たる価値や基準が存在しないときに、倫理問題は「線引きの問題」としての姿を現す。たとえば、脳の損傷による記憶障害に対応するために、マイクロチップを脳に埋め込む治療を行うことは社会的に受け入れ可能であるかもしれない一方で、こうした治療が脳損傷のない状態での人間の記憶能力を超えてそれを増大させる可能性がある場合、どこまで記憶能力を増大させることが認められるべきかが問題になるであろう。

ICTの開発、利用、そして浸透が倫理問題と密接に関連し、そうした倫理問題への対応が社会にとって重要な課題であるとき、ICTの倫理、すなわち情報倫理に取り組む社会的ニーズが生み出される。実際のところ、ICTの開発と利用の社会的影響は広く、そして深いところにまで及ぶ。ICTはその論理的順応性<sup>4)</sup>(Moor, 1985)ゆえにユニバーサル・ツールとして機能しうるものであり、それに加えて、インターネットが縦横に世界を結びつけ、ICTそのものについても、またICTの利用についても標準化が指向される中で、技術は国境を越える。もちろん技術には国境がないとは単純にはいえないものの、ICTの影響力はグローバルな範囲に、そして社会のすみずみにいきわたっているといつてよい。

また、現代情報社会においては、情報行動やコミュニケーション行為という社会の諸機能の、そして人間行動の根幹をなす部分にICTが存在し

---

4) 論理処理 (logical operation) を設定できるどのような活動にも適用することができるというコンピュータ技術の特性。

ている。ICTは、価値に基づく解釈と判断を必然的にもなう情報行動、コミュニケーション行為への、直接的影響力をもちうるものであり、それゆえその開発ならびに利用は、他の技術以上に、従来から人間が持っている価値を再認識したり、見直したりする状況ならびに機会をもたらさう。したがって、ICTの開発、利用は個人や組織、社会のあり方を大きく変えるだけの強い影響力をもっている。この意味でICTは社会変容要因なのである。

しかもICTの開発と利用が引き起こす社会変容は、その影響が及ぶ範囲の広さゆえに、多様な立場の人々の、さまざまな権利、責任、利害関係が絡まり合う複雑な価値の対立状況を引き起こさうるのである。情報倫理の社会的重要性はこの点において見出すことができるといえよう。

また、ドッグイヤーやマウスイヤーと形容されるほどの、めまぐるしいスピードあるいはサイクルで新たなICTの開発や利用が進められ、それがさらに新しい倫理問題状況を生み出す可能性がある。そのため、ICTの開発、利用に関する明確で安定的な倫理基準を設定することは今後とも困難であり、したがって、情報倫理への取組みは現代の情報社会において継続的に行われるべき課題なのである。

情報倫理の研究あるいは考察の対象となるのは、ICTの開発や導入、利用という人間行為に関して、価値が対立していたり、拠るべき価値が見失われていたりする問題状況である。たとえば、ICTの利用によって可能となる高度なサービスの提供が、プライベート・データの使用を前提としているとき、しばしば、サービスの享受による豊かな生活の実現か、プライバシーの保護かという価値の対立状況が生み出される。また、携帯電話の普及がもたらした社会空間の変化<sup>5)</sup>をいかにコントロールすべきかに関す

---

5) たとえば携帯電話の普及によって「通話」という私的行為は自宅やオフィスなどの空間だけではなく、公共の空間でも行われうようになっている。

る判断を導く価値は、今のところ見失われたままであるとっていいかもしれない。ICTに関連してマナーやルールの設定、遵守に還元できない問題が存在することは、既存のマナーやルールの背後にあって、それらを正当化する価値が他の価値と対立してしまう状況や、マナー、ルールの設定にあたって深刻な価値の対立が存在したり、適切な価値を見出すことが困難であったりする状況が存在することによる。

現在では、情報の収集、蓄積、処理、利用、発信といった情報行動の多くはICTの利用を前提としたものになっており、また、倫理問題としての検討を要する情報行動のほとんどはICTの利用をとまなうものである。そのため、「情報の」倫理と「ICTの」倫理とを異なるものとして考える必要性はなくなってきている。こうした事情から、最近では「情報倫理」と「コンピュータ倫理 (computer ethics)」は、ほぼ同義語として扱われている。技術の進展・普及とともにロボット倫理や移植型ICTデバイスの利用も含む医療情報化にとまなう倫理問題も新たな情報倫理の研究対象として考えられるようになってきている。

1980年代半ばから本格的な研究がスタートした情報倫理という研究分野は、ICTの利用が人間的価値を損なうことなく、むしろ増進、保護するように、ICTと人間的価値の統合を図ることを全体の目的とし (Rogerson, 1997)、社会に対して負の影響を与えうる、したがって価値の対立状況や喪失状況を導きうるICTの開発、導入、利用を分析、考察のターゲットとする学際的研究分野として位置づけられる。1985年に公表されたエポック・メイキングな論文の中で、Moor (1985) は、コンピュータ倫理の典型的な問題が、コンピュータ技術がどのように利用されるべきであるかということに関する「ポリシーの空白」(policy vacuum) が存在することによって生じると指摘した。そしてコンピュータ倫理をコンピュータ技術の本質と社会的影響を分析し、それに対応してこの技術の倫理的利用のためのポ

リシーの形成と正当化を行うことであると定義した。

それでは、ICTに固有の倫理問題が存在するのであろうか。

この問いに「イエス」と答えているのは Maner (1996) である。彼はコンピュータが特別な技術であり、特別な倫理問題をもたらすため、他の職業倫理や応用倫理とは一線を画して、特別の学問領域としての地位を与えるにふさわしいと述べている。そして、コンピュータが、たとえば以下の8点において他に類を見ない、倫理問題に関連する、特有の性質をもっていることを指摘している。

- (1) データ保持：コンピュータは固定されたサイズのデータ量（ワード）の中に整数の形式でデータを保持する。そのため、桁あふれが発生する場合があります、このことが危害をもたらす可能性がある。高度に統合化されたサブシステムの奥深くに入れられたワードが機能不全を起こすことによって全体のコンピュータ処理がダウンする恐れがある。
- (2) 順応性：広い適用可能性と多目的性・多用途性は、重大な道徳的意味合いを持つ。たとえば、ユニバーサル・アクセシビリティを確保する義務をコンピュータの開発者に負わせる。
- (3) 複雑さ：任意の複雑さを持つ個別の機能をプログラムすることができるので、プログラム全体の動きが、人間の理解や検査を不可能にするほど複雑なものとなることがある。コンピュータ・プログラムの作成に関する法則の不在は、システムやソフトウェアの動作・品質に関して、徹底したテストと確認を行うというソフトウェアエンジニアの道徳的義務をもたらすことになる。
- (4) 速さ：株式売買におけるコンピュータの利用が、株価の変動に即応することを可能にし、株式市場の不安定さをまねいたことが示すように、コンピュータによる計算処理の速さが問題を引起しうる<sup>6)</sup>。
- (5) 安価さ：コンピューティング・コストが非常に安いために、ごく少額

の詐欺を非常に多くの人に対して行うサラミのような犯罪でも、悪意の行為者は十分に利益を得ることができる。

- (6) 複製可能性：ソフトウェア・パライシーに見られるように、オリジナルの所有者が何も失わない形で、完全な複製を何度でも作ることができる。
- (7) 離散性（非連続性）：ソフトウェアや情報システムにおける、ほんのささいなコーディング・ミスが全体のシステムに重大な影響を及ぼしうる。
- (8) コード化：コンピュータ処理のためにコード化されたデータが、既存の ICT の陳腐化にともなって読めなくなる可能性があり、ICT が重要な情報と文化を後世に伝えなくなるようにする。

これに対して Johnson (2008) は、技術のユニークネスと倫理問題のそれとを区別して考えるべきであり、ICT に関わる倫理問題が他に類を見ないものであるという従来の議論は、技術のユニークネスに注目したものであると述べている。そして、ICT に関わる倫理問題は、伝統的な道德問題の範囲内にある新たなバリエーションであり、人間の価値と行為を問題とする伝統的な倫理理論や概念を使ってその分類や分析が可能であること、しかし、ICT の存在がそこに新しい特徴や可能性を与えるため（たとえば、ICT はコンピュータ・ウィルスの発信のような、それがなければ不可能であった行為を可能にする道具として機能しうる）、伝統的な倫理概念を機械的にそのまま用いるのでは問題の認識が難しくなりうるということを指摘している。

## 2.4 法と技術による対応とその限界

情報倫理の問題あるいは課題として検討されているものの中には、コン

- 
- 6) 2005年12月に発生したジェイコム株大量誤発注事件は、Maner がいう「複雑さ」と「速さ」に関連しているといえる。

コンピュータ犯罪や知的財産権侵害のような、すでに法的な問題領域に属している、倫理的考察の対象とはならないものも含まれている。また、技術的な対応によってその解決が有望視されているものもある。たとえば、暗号技術はネット上でのデータ通信における盗聴や、データへの不正アクセス、データの偽造、改竄、破壊などに対する有効な手立てである。

セキュリティ技術の開発と利用をうながし、悪意の行為や事故に対する対策を万全にすることと、法を整備し、遵守することは、ICTの正しい利用を確保し、安全で快適な社会を確保するために重要である。しかし、健全な情報社会を構築していくためには、技術と法による対処だけで十分であるとはいえない。

セキュリティ技術は以前に比べ、格段と強力なものになってきている。だが、情報システムを、また情報社会を守るにあたっては、全面的にこれに頼るわけにはいかない。なぜなら、セキュリティ技術は悪意の行為や事故の発生をうけてリアクティブな対応として開発されるものであり、その意味では、常に新たな技術的アタックや予想のつかない事故の脅威にさらされており、その効力がいつ失われるのかを正確に予測することができないからである<sup>7)</sup>。また、セキュリティ・システムの開発に携わった者や、データやシステムの管理者がセキュリティ破りを行おうとした場合、セキュリティ・システムは容易に無力化させられてしまうであろう。

他方、ビジネスや日常生活におけるICTの普及、活用を背景に、プライバシーや知的財産権、不正アクセスなどに関する法整備が進み、今日の情報社会にふさわしい法のあり方の実現が図られてきている。しかしながら、セキュリティ技術と同様に、法は現実の出来事を追いかけていくリア

---

7) 実際のところサイバー攻撃は驚くほどの頻度で行われている。たとえば、North Attack Mapではリアルタイムにサイバー攻撃の様子を見ることがができる (<http://map.norsecorp.com/>; 2015年9月22日アクセス)。

クティブなしくみである。また法文の記述もジェネリックなものにならざるをえない。現状での ICT の発展、浸透のスピードと多様性を考えれば、法が十分に対応することのできない新奇な情報倫理問題の発生に直面することは避けられないものであろう。

また、法の成立や、訴訟から結審に至るまでのプロセスに時間がかかることは、ICT の発達スピードやネット社会の情報特性によって、権利保護に関して法が有効性を持たない状況を生じさせる。たとえば、1999年に米国で運用が開始された無料ファイル交換サービスシステムの草分けであるナプスター（Napster）は著作権侵害と断じられ、2000年1月にはサービス停止状態に追い込まれたものの、クローンシステムが次々と開発され、現在でも日本では Winny や Share, Perfect Dark といった同様のシステムが稼働している。

グローバルでボーダーレスなサイバースペース上で展開される行為に対してどの国の法が適用されるのかという司法権（jurisdiction）の問題も、法の有効性を損ねる要因になるかもしれない。政治と経済が国民国家（nation state）をベースとして成り立っている今日の世界秩序の中で、サイバースペースは明らかに異質な空間である。

さらに、法文解釈の多義性と運用の不透明性が存在する場合、ある行為が合法か否かの判断についてあいまいであったり、専門家であっても意見が分かれたりする可能性が考えられる。時には制定された、あるいは制定されようとしている法そのものが価値の対立状況を生み出すこともある。たとえば、2002年の4月から国会審議が行われた個人情報保護法案、人権擁護保護法案、青少年有害社会環境対策基本法案は、人権保護のための法案として提出された。しかし、これらが法律として成立することによって、表現の自由、報道の自由、知る権利が侵害され、民主主義が破壊されるという危惧がジャーナリストを中心として強く表明された。このうち個

個人情報保護法案は個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律：法令番号平成15年5月30日法律第57号）として2003年5月に成立し、2005年4月より全面施行されたものの、個人情報の取扱いに関する社会的混乱を少なからず引き起こしたことは記憶に新しい。また、この法律はEUからの個人情報保護に関する十分性の認定を受けることにも失敗し、経済的にもその目的を十分に果たすことはできなかった。

ICTや情報社会の発展を考えると、法と技術による対処には過剰対応という問題も指摘できる。たとえばクッキー（cookie）をOSやブラウザで技術的に無効にするようなセッティングをするのであれば、あるいは法的にその使用を禁じるといったことをした場合、Amazon.comのワン・クリック・サービスのよう、現状におけるクッキーを利用したサービスが受けられなくなるだけではなく、将来にわたって、この技術を利用した有用なサービスやビジネス・モデルの開発の機会が失われることになるかもしれない。

## 2.5 倫理的対応の限界

上に述べたような技術と法の限界を考えたとき、それらを補完するものとして、また、技術や法にはない「プロアクティブ」な性質をもつ対応手段として倫理の重要性が説かれることが多い。すなわち、技術や法律による対応は問題が認知されてから初めて検討されるという意味でリアクティブである一方で、人間や社会の「善き」あり方を考える倫理（的思考）に基づけば、技術の導入に関してもプロアクティブな（先を見越した）対応が可能であるということは、情報倫理学者によってしばしば指摘される。しかし、倫理的対応が必ずしもそのプロアクティブネスの発揮を期待できるわけではないことには注意が必要である。

Marshall (1999) は、多くの新技術において、最初にそれが熱狂的に受



け入れられ、次にそれを制限すべきだという専門家による警告が発せられ、最後に、その利用に関するルールとガイドライン設定のための議論と合意形成が行われるというプロセスが発生することを指摘している。彼は社会学者の Ogburn が1920年代に提唱した文化ラグ（cultural lag）の議論を援用し、ICTやバイオテクノロジーのような物質文化としての技術が、倫理・哲学・法・価値といった非物質文化よりも速く発達するために、文化ラグが生み出され、それによって社会的コンフリクトがもたらされることを議論している。技術や法に比較してよりプロアクティブに機能するとはいえ、この点においては、倫理といえどもリアクティブな性質を持たざるをえないのである。

情報倫理への取組みを行うとき、倫理的議論、考察の有効性とともにもその限界を認識する必要がある。とりわけ、倫理的判断が既知の価値に制約されていることに注意をはらわなければならない。その上で、新しい価値の認識、既知の価値に関する新しい解釈を柔軟に行う姿勢をもつことが情報倫理問題への取組みにとっては重要である。新しい技術の導入、社会の変化に応じて、倫理もまた発達するべきものであり、旧来の価値に固執することには大きなリスクがともなう。

また、ICTならびに情報システムの開発・運用の多くが企業という営利組織によって行われている事実も、倫理のプロアクティブネスを減じるものであるといえる。競争環境の中で活動する企業にとって、その競争力に直接・間接に結びつくICTや情報システムの開発・運用については企業秘密に属する部分が多く、その人間や社会に対する影響について、とりわけ開発の初期段階に、広く意見を求めるということをしないのが企業の倫理としては当然のことである。同時に、企業内でICTならびに情報システムの開発・運用に主体的に関わるエンジニアがプロフェッショナル<sup>8)</sup>としてどれほどまで自らが手掛ける技術の社会的影響を理解でき、的確に対

応策をとることができるのかについては、エンジニアに対するプロフェッショナルリズム教育の欠如や、エンジニアのほとんどが企業従業員であることがネックとなる。

ICT関連のエンジニアが企業従業員であるということは、彼ら／彼女らが法だけではなく、競争環境の中で組織の一員、あるいはチームの一員として働くという制約が与えられる一方で、さまざまな社会的・組織的制度によってその活動がサポートされることを意味する。そうした中でエンジニアは、知識とスキルにプラスして、プロフェッション（専門職）の一員であるということよりもむしろ、組織の一員であるということによってパワーをもつことになり、これによってその行為は個人にそして社会あるいは世界に対する影響力（efficacy）を有することとなる。この影響力の存在ゆえにICT関連のエンジニアは特別な責任を負うことになり（Johnson, 2008）、またそうしたエンジニアを従業員として抱える企業の社会責任が問題となる。

情報倫理問題をICT関連のエンジニアのプロフェッショナルとしての職業倫理に限定して考えられるのか、また、ICTエンジニアというプロフェッションがそもそも成立しうるのかについては議論の分かれるところである。たとえばGotterbarn（1991）は、コンピュータ倫理で取り扱われている問題は、一般的な倫理の問題としてか、あるいはある種の職業倫理と

- 
- 8) 情報倫理研究者の間では、コンピュータ技術関連のエンジニア、とりわけソフトウェアエンジニアが、公共の利益を第一に考えるプロフェッショナルとして振舞わなければならないということが強く主張されてきている。ただし、日本語の「専門家」、「専門職」と英語の“professional”, “profession”ではそこに含まれる意味が必ずしも一致していない。professionalやprofessionには「社会的責任を負うべき存在」という含意があり、artisanやtradeとはその点で明確な違いをもつ用語となっている点に注意が必要である（Murata, 2013）。

して扱うことができるのであって、コンピュータ倫理研究の焦点を、個々の道徳的なコンピュータプロフェッショナルがコントロール可能な行為に絞り込むべきであると主張している。その一方で、Hodges（2001）はコンピュータに関連する仕事が正しい意味でのプロフェッションを構成するものではなく、それに関わる倫理問題を職業倫理という枠組みの中で取り扱うことは間違っていると主張している。彼によれば、コンピュータユーザやコンピュータスペシャリストと呼ばれる人々がコミュニティを組織することは可能である。しかし、そうした人々がコンピュータを利用して行っていることは多様であり、その結果、プロフェッショナルとしての卓越性の基準や成功の概念、さらには、コンピュータが関わる仕事そのものに認められる価値が人々の間で共有されることはない。したがって、コンピュータに関連する仕事はプロフェッションとしては成立しない。

また、Linderman and Schiano（2001）はICT領域がプロフェッションとしての成立要件を満たしておらず、それがパワーの空白と責任の空白の中にあると指摘している。ICTに関するプロフェッショナルであることを認証する枠組みと、職業上の規範に反する行為に対する効果的な制裁が存在せず、また、ICT関連の産業では、技術的な知識や経験よりむしろ、ビジネス上の地位と経験を持つ者がリーダーシップを握ることが多い結果、この領域では認証や必要とされる教育、倫理コード、制裁といったプロフェッショナルとしての活動について合意が存在していない。このため、ICTの領域に従事する者は、自らのアイデンティティがあいまいであり、それゆえ、自分達の立場を代表して発言することが難しいというパワーの空白の中にある。そしてこのことは、ICTの領域に従事する者が情報倫理に関する重要な問題について確固たる立場を確立することを難しくする責任の空白を生み出す。

こうした議論の存在は、ICTの開発と利用に関する倫理問題あるいは社

会責任という問題領域が、ある意味で混迷の中にあることを示すものである。ICTの発展・普及にともなうユーザの広がりやICTプロフェッショナルとそうではない者との境界線をとらえにくいものになっていることは、この混迷に拍車をかけている。しかし、ICTプロフェッショナルそのものの範囲が不明瞭であることは、ICTの開発と利用に携わる者が社会に対して負うべき責任を何ら減ずるものではない。それは、不可逆な進展を続ける情報社会において、ICTの開発と利用が安全で快適な社会の維持、構築に重大な影響を及ぼしうるからである。人間の価値への配慮を欠いたICTや情報システムの存在は、現代社会にとって害悪であるといってもよい。したがって、自らがICTプロフェッショナルであると考える者は、技術や自分の所属する組織だけではなく、社会に対する興味をもち続けなければならない。また、エンド・ユーザであっても、ICTの利用をともなう行為が社会に対する影響力をもちうることを自覚しなければならない。なぜなら、あらゆる個人は社会の一員であることから生じる責任を逃れることができないからである。この点において、ACM、IEEEをはじめとするさまざまな学会によって作成・整備されてきたICTに関わる倫理綱領（たとえば、Gotterbarn et al., 1999）の現代情報社会における意義を見出すことができる。それらは、多くの研究者、実務者の叡智の結晶（Johnson, 2008）であり、ICTが日常生活にまで浸透している今日、ICTや情報システムの開発者からエンド・ユーザにいたるまで、ICTの開発、利用を正しく行うために大いに参考にすべきものである（村田, 2004b）。

### 3. 企業における情報倫理実践の重要性と方法

#### 3.1 なぜ「企業の情報倫理」が問題になるのか

現在のICT依存社会における最大のキープレーヤーは企業である。すでに述べたように、ICTならびに情報システムの開発・運用の多くは企業

によって行われている。また、情報システムを活用しない企業は実質的に皆無であるといってもよい。

その論理的順応性と情報エンリッチメント<sup>9)</sup>(Moor, 1998) のゆえに ICT は社会・経済のすみずみにまで浸透し、その一方で市場経済の論理が社会のあらゆる領域に入り込んでいる中で、ICTの開発・運用主体である企業の影響力はこれまでにないほど拡大している。個人の生活の質(QOL: Quality of Life)も組織活動の質も、関連する企業の活動、とりわけICTの開発と運用のあり方に大きく依存している。

今道(1990) / Imamichi(1998)は電力や原子力のような多目的に活用できる技術が発展・普及したことによって、アリストテレスが『ニコマコス倫理学』で示した伝統的な行為の論理構造(三段論法)とは異なる論理構造が出現していると指摘している。伝統的な行為の論理構造は以下のようなものである。

大前提：Aは望ましい(私はAの実現を望んでいる)

小前提：p, q, r, ... はAを実現する手段である

結論：ある理由から私はpを選択する

すなわち、自明に望ましい目的Aを実現するための適切な手段を選択し、それを実行するというものである。Aは自明に望ましいので、これを実現するための最も立派でかつ容易な手段を開発し、利用することは倫理的にも正当化される。この論理構造は個人の行為レベルでは現在でも有効である一方、強力かつ多目的に利用できる技術(手段)を手にした現代の組織においては、これとは異なる、目的と手段とが逆転した次のような行為の論理構造ができあがっている。

---

9) さまざまな制度や活動が、ICTが可能にする情報処理が不可欠あるいは最重要な要素であるように変化し、制度や活動の概念もそこに適用されたICTの存在を前提としたものへと変化すること。

大前提：強力な手段 P をわれわれは有している

小前提：P は目的 a, b, c, ... を実現することができる

結 論：ある理由からわれわれは P によって実現すべき目的 a を選択する

組織が自明的に手にしている技術は多目的であり、達成可能なさまざまな目的のうちから何を選択するのが社会的あるいは倫理的な問題となる。技術は非常に強力であるため、それによって達成すべき目的の選択が、広く社会に対する強い影響を持つ。選択の主体は組織 (= われわれ) であり、ここでの倫理的課題はエゴイズムではなく、ノスイズム (nosism) の克服である。

今道の議論は、いうまでもなく ICT についても当てはまるものである。資本主義経済体制下にある現代社会において企業は「パワー主体」あるいは「影響力を行使する主体」であり、さらに ICT ならびに情報システムは「パワー格差増幅装置」として機能する (村田, 2003)。すなわち、ICT を活用することで、企業はさらなる影響力を個人や他の組織に対して行使することができるのである。そしてこのことの当然の論理的帰結として、企業はその影響力に見合う責任を広範囲の個人と組織に対して——実質的に社会全体に対して——負わなければならない。どのような目的で、どのように ICT や情報システムを開発・運用するのかについて、企業は全面的にその社会責任を負わなければならないのである。

### 3.2 情報倫理問題の認識

情報倫理への取組みを図るためには、まず、ICT の開発・運用にともなって、どのような問題が発生しうるのか、あるいは現実に存在しているのかが認識されなければならない。単純な技術決定論あるいは技術中立論という極端な観点に立つことは情報倫理への取組みの第一歩である倫理問題

の認識にとって大きな障害となるであろう。それではどのようにして問題の認識が可能になるのであろうか。

倫理問題、すなわち価値の対立状況、あるいは喪失状況の存在は、それが発生してすぐに、はっきりと知覚される場合があるかもしれない。しかし、ICTの急速な進展と社会への適用、浸透は、ICTの開発・導入・利用に関わる多様で新奇な倫理問題の発生をうながしうするため、情報倫理問題を倫理問題としてはっきりと認識あるいは把握することは必ずしも簡単なことではない。

しかし、伝統的な倫理問題のバリエーションとして情報倫理問題を位置づけることができるというJohnsonの指摘（2.4項参照）は、次のような問題認識の方策を示唆している。すなわち、ICTの開発、導入、利用という人間行為を、現時点で広くその重要性が認識されている、しかし時として対立する、具体的な価値——たとえば個人の尊厳、機会均等、財産権の保護、言論の自由、プライバシーの保護、経済的豊かさ、安全で快適な社会など——を手がかりとして検討し、価値の対立状況あるいは喪失状況が生み出されるのか、あるいは生み出されているのかを明確にしていくという方策である。また、より包括的に、権利の保護、義務・責任の遂行という価値や、平等、正義、（自己と他者の）尊重といった倫理的観点（Bynum, 2003）からICTに関わる人間行為を観察、分析することも有効であろう。

ただしこのとき、ICTの開発、利用によって、新奇な状況が生み出され、従来の倫理理論や倫理概念が見直されなければならない可能性があることを意識しておかなければならない。こうした作業を通じて、情報倫理問題につきものの概念の混乱（Moor, 1985）を解決したり、既存の倫理理論、倫理概念を修正したりする必要性や、新たな人間的価値が発見されるかもしれない。

ここで注意すべきことは、価値の「対立」という言葉が表しているよう

に、現在広く認められている価値とはいっても、それらは必ずしも絶対的なものではないということである。したがって、価値の対立状況に直面したときにわれわれはしばしば、どの価値をどの程度まで保護、尊重すべきなのかということに関する決定を行わなければならないのである。

情報倫理問題の認識は決して簡単なものではない。しかし、倫理的問題への対応が企業業績に直接的に影響し、ICTの開発と運用の非常に大きな部分を企業が担っている今日、情報倫理問題に対するセンシティブティの維持は企業にこそ求められるのである。

### 3.3 情報倫理問題の解決

価値の対立状況、あるいは喪失状況としての情報倫理問題の認識は、情報倫理への取組み、あるいは倫理的問題解決の第一歩である。しかし、独善的な問題認識が問題解決のベースになることは、情報倫理問題という、社会の広い範囲にわたってその影響が及ぶ問題への対応としてふさわしいものではない。倫理問題の存在を認識した組織や個人は、多様な解釈を通じて問題を理解、解決するための他者との「対話」に積極的に参加するよう心がけることが望ましい。すなわち、情報倫理問題の解決のためには、認識した問題状況に関する情報開示を適切な範囲の人々に対して行い、問題状況を人々のもつ多様な観点から多面的に解釈することをうながし、それらの解釈を理性的にぶつけ合うことを通じて、共有化された問題の理解へと到達することが必要とされる。その上で、共通して理解された問題の解決を図るために合意形成が行われることになる。

こうした集団的な決定プロセスを明示的に実行することは、特定の問題状況について、どの範囲の人々が情報開示を受けるのか、どのような価値が考慮されるべきなのか、対立する価値間の優先順位や価値の保護・尊重の範囲をどのように設定するのか、どのような対応策を講じるのか、に関



する決定を正当化する、あるいはディフェンシブルにするための手続きであるともいえる。このプロセスを実行可能にするためには、問題の存在に関する情報開示、逆にいえば、情報倫理問題に関連する人々の知る権利の確保と、組織内での、あるいは組織をこえた対話を可能にし、促進する、組織的あるいは社会的な場やしぐみを作り上げていくことが必要である。プロセスの実行にあたって、倫理学における多くの先哲の知見、知恵や、合意形成のためのさまざまな手法、方法論が手助けとなることはいうまでもない。

ICTの開発、導入のスピードを考えれば、情報倫理問題を解決するための決定や合意が効力をもつのはほんの一時期であるかもしれない。この意味で、情報倫理問題の解決とは、あくまで一時的、暫定的な解決案に対する決定、合意を意味するのであって、問題の解消を意味するものではないといえよう。あるいは、一時的な解決のための決定、合意形成を迅速に行い続けることだともいえる。実際のところ、プライバシー保護のような「古典的な」倫理問題は、ICTの新たな開発、利用によって手を変え、品を変え、さまざまな新しい姿でわれわれの目の前に現れてきている。プライバシー概念そのものの修正を必要とするような状況が生み出されてきたのも事実である。

ICTに限らず、技術の開発、利用に携わる者は、それが社会的な影響力をもつ限り、自らの行為が他者による評価を必然的に受けるものであり、そこに発生する価値の対立状況あるいは喪失状況という波の中を、絶妙なバランス感覚で泳いでいかなければならない——時には泳ぐのをやめなければならない——ということを認識しなければならない。同時に健全なバランス感覚は、情報時代に生きるわれわれ一人一人に必要とされるものであり、それは個人の独善的な知識、判断によるものではなく、人類にとっての財産である哲学・倫理思想、そして伝統や文化に導かれ、他者との理

性的会話を通じた適切な現状認識とよりよい社会の構想に基づくものであることが必要である。倫理問題の存在から目をそむけることなく、その解決プロセスに積極的に参加するという実践を辛抱強く積み重ねていくことにこそ、人間的価値の尊重、すなわち倫理の実現を目指す途があるのである(村田, 2004a)。

#### 4. 企業における情報倫理への取組みの困難さ

##### 4.1 市場経済の論理と倫理

これまで述べてきたように、現代企業はその社会責任の一環として情報倫理の諸課題に取り組むことが期待される。しかし、さまざまな要因が企業の情報倫理への積極的なコミットメントを困難にしている。

大庭(2004)は市場経済の原則や考え方が社会のすみずみに浸透することによって、利益やコスト、生産性、競争といった価格シグナルに関連するもの以外の情報が単なるノイズに化す傾向があると指摘している。また、取引コストと機会コストで説明される「企業の本質」に関する Coase(1988)の議論や、経済学の一部、特に入門書的なテキストの多くで語られる企業の利潤追求体(極大化)モデルは、人々が企業活動を、とりわけその社会責任について理解する上でミスリーディングなものになりうる。しばしば生産関数などそれを構成する要素に関する詳細な議論なしに示されるこの企業モデルは、現代の市場、競争環境において企業が考慮しなければならない事柄の多くから人々の目をそむけさせてきた。その代表的なものが企業倫理であり、企業の社会責任である。経済学の祖であるアダム・スミスが「共感」概念に基づいて論じた企業競争におけるフェアプレーの精神(堂目, 2008)は、現代の競争環境においてはもはや生き残る余地のないもののように見える。

企業倫理の第一歩として語られることの多いコンプライアンス(法令遵

守)についても、個人情報保護法や企業に対する内部統制報告書の提出義務を定めたJ-SOX法(2006年に成立した金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号)の一部)の施行に当たって、これらが「コンプライアンス不況」を招くものとして多くの企業人から難色を示されたことが示すように、倫理や社会の文脈ではなく、コストの文脈で語られることが多い。企業倫理や企業の社会責任がコストの文脈で論じられる傾向は、経済学や経営学の文献においてもしばしば見られるものである(たとえば、Arrow(1971)、Casson(1993)、Porter and Kramer(2002; 2006))。

#### 4.2 企業倫理・企業の社会責任の議論に見られる混乱

企業不祥事が発生あるいは発覚するたびに企業倫理と企業の社会責任の重要性が唱えられ、企業統治の必要性がマスメディアによっても主張されるようになってきている。De George(1999)が指摘するように「エモラルな企業」像は、神話として消え去る運命にある一方で、現代のビジネスはそれが存在している社会と価値を共有するという意味で社会的問題であり、ビジネスに倫理性、道徳性が求められるのは当然であるという考え方が、表面的には多くの人々に支持されるようになってきているように見える。しかし、企業活動において倫理と社会責任を正しい文脈で考えることができる環境は、今もって整っていないと見るのが妥当である。

このことを裏づけるものとしては、企業が倫理や社会責任に取り組むことを正当化するための議論における混乱をあげることができる。この議論については、大きく2つに分類することができる。

一つは「長期利益ドクトリン」とも呼ぶべきものである。すなわち、「企業倫理や社会責任への取組みは、短期的には利益を損ねるものであるかもしれないものの、長期的に見れば、企業の利益を最大化することにつながる」という主張である。「利己的に振舞うにしても、もう少しお利口

さんになりなさい」(enlightened self-interest) というこの考え方は、現実的にも論理的にも企業倫理や企業の社会責任への取組みを正当化する根拠とはなりえない。まず現実としては、現在の資本市場の活性化は、多くの企業経営者に長期的利益の確保を口実とした短期的利益の落ち込みを許さない傾向を生み出してきている。一方、論理的にこの主張をつきつめれば、「非倫理的の行為や社会責任を果たさないことが企業にとって長期的利益に結びつくのであれば、それを行え」ということになる。プラトンの『国家』に登場するトラシマコス「完全な不道徳性は完全な道徳性よりも多くの利益をもたらす」という主張(347e-348e)を彷彿とさせるこのドクトリンは、もちろん社会的に受容できるものではない。

もう一つは「社会への反応(social responsiveness)ドクトリン」あるいは「外圧ドクトリン」であり、これは「かつてと違って近頃では、社会が企業に対して倫理的に振舞い、社会責任を果たすことを要求するようになっているのであるから、企業はこれに応えなければならない」というものである。Porter and Kramer(2002; 2006)による企業の競争優位とフィランソロピーおよび企業の社会責任との関連性に関する議論は、このドクトリンに基づいている。しかしこれもまた社会的には受け入れ難いものである。企業は「かつては」非倫理的に振舞うことも、社会責任を果たさないことも容認されてきたといえるのであろうか。もし社会からの要請が非倫理的なものであったときに、企業はそれに対して答えなければならないのであろうか。答えは、当然のことながら、いずれの問いに対しても「ノー」である。このドクトリンは、企業が製品・サービスの提供を通じて社会に対して価値を提案する主体であり、したがって本質的に(intrinsically)道徳的存在であるということを見失った議論であるといえる。

これら2つのドクトリンは、相互に排他的なものではない。たとえば、コーズリレーテッドマーケティング(cause-related marketing)に関する議論

は、しばしばこの両者のドクトリンに依拠して行われている（Varadarajan and Menon, 1988；Kotler and Lee, 2005）。

企業が倫理的に振舞い、その社会責任を果たさなければならない理由は単純である。すなわち、そうしないことは企業にとってその社会的存立基盤を危うくする、換言すれば自由主義／資本主義経済体制下における自由な行動主体としての存在を不可能にする、自己破滅的（self-defeating）行為だからである。はるか昔にコミュニティから分離してしまった市場経済が拡大の一途を遂げる中で、この簡単なロジックが見失われてしまっていることは、2.6節で論じた ICT 関連のエンジニアの多くが企業従業員であるということ以上に、企業が情報倫理問題に取り組むうえでの大きな障害となっているといえる。

## 5. 結 論

コンピュータの開発と利用に関わる倫理的問題へのアプローチの必要性は、Norbert Wiener によって初めて語られたといわれており、Bynum (2004；2008) は彼をコンピュータ倫理／情報倫理の創設者あるいは生みの親であるとしている。彼はその著書“The Human Use of Human Beings” (Wiener, 1950；1954) において、情報処理と通信が機械化されていく「自動化時代」の社会における情報体としての人間の「良き生き方」に思いをめぐらせ、人間のもつ能力を十全に発揮させないような人間の扱い方が、人間に対する冒瀆であると主張し、人間の自由な能力の発揮と自律性を圧殺するような自動化のあり方を厳しく批判している。さらに“God and Golem, Inc.” (Wiener, 1964) では、自動化技術を自分勝手にさもしい目的のために使おうとすることを強く非難し、技術の功罪両面性を指摘するとともに、人には人にふさわしい事柄をやらせ、コンピュータにはコンピュータにふさわしい仕事を割り当てる必要があることを指摘している。現代の

企業における、Wienerの時代よりもはるかに進歩したICTならびに情報システムの利用のあるべき姿を考えると、この知の巨人の警句に耳を傾ける意義は大きい。

ICTの普及と浸透はすでに社会のあらゆる局面に及び、今やわれわれの生活や行為のあり方の多くはICTに制約されているといっても過言ではない。ICTの開発と利用がもたらす社会の変化は、ほとんどの場合、不可逆であり(村田, 2001), ICTの開発と利用に関わる現在の決定は、将来における社会のあり方の前提条件を定めることに他ならない。

こうした中で、企業は当たり前のようにICTならびに情報システムを利益獲得のために活用している。しかし、企業におけるICTや情報システムの開発と運用が、たとえ顧客に対するサービスの向上や利便性の追及を目的とする善意に基づく行為であったとしても、社会の多くの人々に被害をもたらす可能性があるという認識が、多くの企業人に、あるいは社会の広い範囲にわたって共有されているわけではない。しかも、そうした被害がどのような姿で現れ、誰に対してどれほどの影響を及ぼすのかについて、明白な見通しをもつことは、ICTの開発と運用に携わる企業のエンジニアにとってですら、必ずしも容易ではない。企業における情報倫理への取組みは、急ピッチな導入と普及が進められ、社会の制約条件、あるいは前提条件として機能しうるICTの開発と利用のあり方に対する検証と提言を通じて、よりよい社会の構築に寄与するという社会的意義をもっているのであり、情報経営時代の企業にとっては、その倫理的責務と社会責任のまさに中核にあるのである。

謝辞 20年以上の長きにわたり温かいご指導を賜っている遠山暁教授の古稀記念論文集に拙稿を寄稿する機会を頂戴し心より感謝申し上げます。

本研究は私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「組織情報倫理学」

(S1291006) ならびに JSPS 科研費基盤研究 (B) 「ICT ベースドサービスによる疎外とそれに関わる組織の社会責任に関する国際比較研究」(25285124) の助成を受けて行われました。

### 参考文献

- 今道友信 (1990) 『エコエティカ』 講談社 (講談社学術文庫)。
- 大庭健 (2004) 『所有という神話—市場経済の倫理学』 岩波書店。
- 小熊英二 (1995) 『単一民族神話の起源—「日本人」の自画像の系譜』 新曜社。
- 金田一春彦 (1975) 『日本人の言語表現』 講談社 (講談社現代新書)。
- 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (2001), 「e-Japan 戦略」, [http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/1siryou05\\_2.html](http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/1siryou05_2.html) (2015年9月13日アクセス)。
- 堂目卓生 (2008) 『アダム・スミス—『道徳感情論』と『国富論』の世界』 中央公論新社。
- 村田潔 (2001) 「ITの社会的側面—情報社会の倫理的要請—」『オフィス・オートメーション』, 第22巻第3号, 30-35頁。
- 村田潔 (2003) 「統合とパワー」『オフィス・オートメーション』 第23巻第4号, 26-31頁。
- 村田潔 (2004a) 「情報倫理という問題意識」, 村田潔編『情報倫理：インターネット時代の人と組織』所収, 有斐閣, 1-17頁。
- 村田潔 (2004b) 「情報技術の社会的インパクト」, 村田潔編『情報倫理：インターネット時代の人と組織』所収, 有斐閣, 24-61頁。
- Arrow, K. J. (1971) "Political and Economic Evaluation of Social Effects and Externalities," in Intriligator, M. D. (ed.), *Frontiers of Quantitative Economics*, North Holland, pp. 3-25.
- Bynum, T. W. (2003) "Ethical Decision-Making and Case Analysis in Computer Ethics," in Bynum, T. W. and S. Rogerson (eds.), *Computer Ethics and Professional Responsibility*, Malden, MA: Blackwell, pp. 60-85.
- Bynum, T. W. (2004) "Ethical Challenges to Citizens of 'the Automatic Age': Norbert Wiener on the Information Society," *Journal of Information, Communication and Ethics in Society*, Vol. 2, No. 2, pp. 65-74.
- Bynum, T. W. (2008) "Milestones in the History of Information and Computer Ethics," in Himma, K. E. and H. Tavani (eds.), *The Handbook of Information and Computer Ethics*, Hoboken, NJ, John Wiley & Sons, pp. 25-48.
- Casson, M. (1993) "Cultural Determinants of Economic Performance," *Journal of*

- Comparative Economics*, Vol. 17, pp. 418-442.
- Coase, R. H. (1988) *The Firm, the Market, and the Law*, Chicago, IL, The University of Chicago Press (宮沢健一・後藤晃・藤垣芳文訳『市場・企業・法』(1992) 東洋経済新報社).
- Davis, K. (1975) Five Propositions for Social Responsibility. *Business Horizons*, Vol. 18, No. 3, pp. 19-24.
- De George, R. T. (1999) *Business Ethics* (5th ed.), Upper Saddle River, NJ, Prentice Hall.
- Gotterbarn, D. (1991) "Computer Ethics : Responsibility Regained," *National Forum : The Phi Beta Kappa Journal*, Vol. 71, No. 3, pp. 26-31.
- Gotterbarn, D., K. Miller, K. and S. Rogerson (1999) "Software Engineering Code of Ethics : Approved ! (Software Engineering Code of Ethics and Professional Practice, Version 5.2)," *Communications of the ACM*, Vol. 42, No. 10, pp. 102-107.
- Hodges, M. P. (2001) "Computer Professionals and the Professional Use of Computer," in Hester, D. M. and P. J. Ford (eds.), *Computers and Ethics in the Cyberage*, Upper Saddle River, NJ, Prentice-Hall, pp. 195-203.
- Imamichi, T. (1998) "Technology and Collective Identity : Issues of an Eco-Ethica," in : Imamichi, T., M. Wang and F. Liu (eds.), *The Humanization of Technology and Chinese Cultures*, The Council for Research in Values and Philosophy (online at [http://www.crvp.org/book/Series03/III-11/chapter\\_i.htm](http://www.crvp.org/book/Series03/III-11/chapter_i.htm); accessed on 22 September 2015).
- Johnson, D. G. (2008) *Computer Ethics* (4th ed.), Upper Saddle River, NJ, Prentice-Hall.
- Kotler, P. and N. Lee (2005) *Corporate Social Responsibility : Doing the Most Good for Your Company and Your Cause*, Hoboken, NJ, John Wiley & Sons (恩蔵直人監訳『社会的責任のマーケティング』(2007) 東洋経済新報社).
- Lessig, L. (1999) *Code and Other Laws of Cyberspace*. New York, Basic Books (山形浩生・柏木亮二訳『CODE —インターネットの合法・違法・プライバシー』(2001) 翔泳社).
- Linderman, J. L. and Shiano, W. T. (2001) "Information Ethics in a Responsibility Vacuum," *Database for Advances in Information Systems*, Vol. 32, No. 1, pp. 70-74.
- Marshall, K. P. (1999) "Has Technology Introduced New Ethical Problems?" *Journal of Business Ethics*, Vol. 19, pp. 81-90.
- Maner, W. (1996) "Unique Ethical Problems in Information Technology," *Science and Engineering Ethics*, Vol. 2, Issue 2, pp. 137-154.



- Moor, J. H. (1985) "What Is Computer Ethics ?" *Metaphilosophy*, Vol. 16, No. 4, pp. 266-275.
- Moor, J. H. (1998) "Reason, Reality, and Responsibility in Computer Ethics," *Computers and Society*, Vol. 28, No.1, pp. 14-21.
- Murata, K. (2013) "Construction of an Appropriately Professional Working Environment for IT Professionals : A Key Element of Quality IT-Enabled Services," in Uesugi, S. (ed.), *IT Enabled Services*, Wien, Springer, pp. 61-75.
- Porter, M. E. and M. R. Kramer (2002) "The Competitive Advantage of Corporate Philanthropy," *Harvard Business Review*, Vol. 80, No. 12, pp. 57-68.
- Porter, M. E. and M. R. Kramer (2006) "Strategy and Society : The Link between Competitive Advantage and Corporate Social Responsibility," *Harvard Business Review*, Vol. 84, No. 12, pp. 78-92.
- Rogerson, S. (1997) "Advances in Information Ethics," *Business Ethics A European Review*, Vol. 6, No. 2, pp. 73-75.
- Varadarajan, P. R. and A. Menon (1988) "Cause-related Marketing : A Coalignment of Marketing Strategy and Corporate Philanthropy," *Journal of Marketing*, Vol. 52, pp. 58-74.
- Weckert, J. and D. Adeney (1997) *Computer and Information Ethics*, Westport, CT, Greenwood.
- Wiener, N. (1950 ; 1954) *The Human Use of Human Beings : Cybernetics and Society*, Boston, MA, Houghton Mifflin (鎮目恭夫・池原正戈夫訳『人間機械論』(1979) みすず書房).
- Wiener, N. (1964) *God and Golem, Inc. : A Comment on Certain Points Where Cybernetics Impinges on Religion*, Cambridge, MA, The MIT Press (鎮目恭夫訳『科学と神 : サイバネティックスと宗教』(1965) みすず書房).

